



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 8 3 号 令和 7 年 1 0 月 2 4 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 3 8	令和 7 年度徳島県一般会計補正予算（第 4 号）及び令和 7 年度徳島県各種特別会計補正予算の要領を公表する件	財政課
5 3 9	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	情報政策課 行政 D X 推進室
5 4 0	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
5 4 1	歳入の収納の事務を私人に委託した件	企業支援課
5 4 2	肥料の登録をした件	みどり戦略推進課
5 4 3	保安林の指定を解除する件	森林土木・保全課
5 4 4	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8 8	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8 9	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の那賀選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
9 0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 4	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第五百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和七年十月七日徳島県議会の議決を経た令和七年度徳島県一般会計補正予算（第四号）及び令和七年度徳島県各種特別会計補正予算の要領を次のとおり公表する。

令和七年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第五百三十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量
徳島県庁総合サービスネットワーク基幹設備保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和七年九月五日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社NTTデータ四国
愛媛県松山市三番町四丁目九番地六
- 五 落札金額
七千五百五十一万八千二百五十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年七月二十二日

徳島県告示第五百四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 新日本電工株式会社

住 所 阿南市橘町幸野六二番地一

代表者 常務執行役員徳島工場長 西尾清明

2 工場又は事業場

名 称 新日本電工株式会社 徳島工場

所在地 阿南市橘町幸野六二番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号又の規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年十月二十四日から

令和七年十一月十四日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第五百四十一号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和七年十月二十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 徳島県中小企業設備近代化資金貸付規則を廃止する規則（平成十二年徳島県規則第六号。以下「平成十二年規則」という。）附則第二項に規定する貸付金に係る償還金の収納の事務

二 平成十二年規則による廃止前の徳島県中小企業設備近代化資金貸付規則（昭和五十九年徳島県規則第二十八号）附則第二項に規定する貸付金に係る償還金の収納の事務

徳島県告示第五百四十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号）第七条第一項の規定に基づき次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和七年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
徳島県 第四七二号	混合有機質肥料	混合有機四一二 ・五一二	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・五 加里全量 二・〇	公定規格の定め のとおり	福栄肥料株式会社 兵庫県尼崎市昭和南通三丁目二六番地	令和七年十月二日

徳島県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
海部郡美波町恵比須浜字田井三九八の七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

徳島県告示第五百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和七年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市江田町字腰前二〇番一、三一番、三三番、五〇番一、七四番及び七五番一	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	ダイレックス株式会 社
同 大林町字金岡三五番一、三六番一及び三七番一並びに三四番一、三四番二、三五番三、三六番三及び三七番二の各一部並びに三四番一地先市有地	勝浦郡勝浦町大字三溪字平山四五番地	有限会社三溪商事
名西郡石井町高原字西高原三五六番一	徳島市国府町和田字原淵二八番地の一 サンシテ イー国府B二〇三	古高 悟史
同 三六二番六	同 八万町夷山二五三番地の一 ミニヨンさくら一〇三号室	安岡 くるみ

徳島県選挙管理委員会告示第八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年十月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一六五、八二六人

徳島県選挙管理委員会告示第八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の那賀選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年十月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
那賀	二、〇七七人

徳島県選挙管理委員会告示第九十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年十月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一六五、八二六人

徳島県公安委員会告示第 14 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年 国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 2 条の規定により公示する。

令和 7 年 10 月 24 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

(1) 警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「1 号警備業務」という。）

(2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 1 号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和 7 年 12 月 2 日（火）から同月 5 日（金）まで及び同月 8 日（月）から同月 11 日（木）までの 8 日間（12 月 2 日は午前 10 時から午後 4 時 50 分まで、同月 3 日から同月 5 日まで及び同月 8 日から同月 10 日までの 6 日間は午前 9 時から午後 4 時 50 分までとし、同月 11 日は午前 9 時から修了考査を実施する。）

なお、受付は 12 月 2 日の午前 9 時から午前 9 時 20 分まで、オリエンテーションは同日午前 9 時 20 分から午前 9 時 50 分までとする。

イ 追加取得講習

令和 7 年 12 月 5 日（金）、同月 8 日（月）から同月 11 日（木）までの 5 日間（12 月 5 日は午後 2 時から午後 4 時 50 分まで、同月 8 日から同月 10 日までは午前 9 時から午後 4 時 50 分まで、同月 11 日は午前 9 時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、12 月 5 日の午後 1 時 30 分から午後 1 時 50 分までとする。

(4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて 30 人

2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開 11 番地の 2 電話 088-669-4711）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受講の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和7年11月10日（月）から同月14日（金）まで

b 追加取得講習

令和7年11月12日（水）から同月14日（金）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が3に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。

）1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

a 新規取得講習

(a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号。以下「施行細則」という。）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

(b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までのいずれかの書面

(ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書（施行細則第6条第2項に規定する誓約書をいう。）及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

(3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和7年11月17日（月）から同月21日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

(5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあつては47,000円を、追加取得講習にあつては23,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町2丁目5番地）に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本を持参すること。

(3) 日程を変更する場合の措置

天候その他やむを得ない事由により一部日程を変更する場合は、講習申込者又は受講者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

(4) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。